

令和4年2月1日
東北厚生局

柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの中止について

柔道整復師の施術に係る療養費について監査を実施した結果、不正な請求を行っていたことが認められたので、下記のとおり、当該不正な請求を行っていた柔道整復師に対し、柔道整復施術療養費（以下「療養費」という。）の受領委任の取扱いを中止とすることを決定しましたのでお知らせします。

記

1 受領委任の取扱いの中止となる柔道整復師

施 術 管 理 者 飛塚 文一郎（トビツカ ブンイチロウ）（80 歳）
施 術 所 名 飛塚接骨院
施 術 所 所 在 地 山形県東村山郡山辺町大字山辺 654－1
開 設 者 飛塚 文一郎（トビツカ ブンイチロウ）

2 受領委任の取扱いの中止年月日

令和4年2月1日

（当該柔道整復師は、以後5年間は新たに療養費の受領委任の取扱いが
できない。なお、開設者についても、以後5年間は新たに療養費の受領委任の取
扱いができない。）

3 受領委任の取扱いを中止とする根拠

柔道整復師の施術に係る療養費について

（平成22年5月24日付け保発0524第2号厚生労働省保険局長通知 最終
改正：令和3年3月24日付け保発0324第1号厚生労働省保険局長通知）

4 受領委任の取扱いの中止に至った経緯

（1）令和3年3月22日、山形県後期高齢者医療広域連合から東北厚生局山形事務
所に対し、飛塚接骨院の療養費の請求内容について、次のとおり情報提供があっ
た。

① 令和3年2月15日、患者の娘（以下「情報提供者」という。）から、医療費
通知の飛塚接骨院受診分の記載について、情報提供者の父の分は実際に受診し
た回数よりも多く、また、情報提供者の母の分は全く受診していないにもかか
わらず記載されているとの情報提供があった。

- ② 不正請求の疑いがあるため、令和2年1月から同年12月までの間に飛塚接骨院から療養費の請求があった21名の患者に対して、令和3年3月初旬に郵送による受診状況調査を行った結果、患者からの回答内容と療養費の請求内容に相違が認められ、不正請求の疑いが強まった。
 - ③ 情報提供者によると、令和3年3月4日、施術管理者飛塚文一郎（以下「飛塚管理者」という。）が自宅を訪問したため、医療費通知の受診日数が合っておらず違法である旨を質問したところ、飛塚管理者から事実と異なる請求を行ったことを認める旨の返答があったとのこと。
- (2) 令和3年6月3日、情報提供者の父及び母に対し患者調査を実施したところ、以下の事象が認められた。
- ① 情報提供者の母については、実際には施術所に通院していないにもかかわらず、通院したものとして療養費が請求されている。
 - ② 情報提供者の父については、実際に通院した日数よりも、多い日数で療養費が請求されている。また、療養費の支給対象外の症状に対して行った施術であるにもかかわらず、支給対象の負傷として療養費が請求されている。
- (3) 令和3年7月20日、個別指導を実施したところ、以下の回答があったため、個別指導を中断した。
- ① 実際には施術を行っていないにもかかわらず、施術を行ったものとして施術録に不実記載し、療養費を請求していた旨の回答があった。
 - ② 実際には療養費の支給対象外の症状に対して行った施術であるにもかかわらず、施術録に事実と異なる負傷原因を記載し、療養費を請求していた旨の回答があった。
- (4) 令和3年7月27日及び28日に、11名の患者に対し追加で患者調査を実施したところ、調査に応じた5名について、以下の事象が認められた。
- 療養費の支給対象外の症状に対して行った施術であるにもかかわらず、支給対象の負傷として療養費が請求されている。
- (5) 以上のことから、療養費の請求に関して不正の疑いが強まったため、個別指導を再開せず、令和3年9月10日付け通知により中止し、「柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査について（通知）（平成11年10月20日付老発第683号・保発第145号通知 最終改正：平成29年9月4日付保発0904第3号通知）」の別添2「柔道整復師の施術に係る療養費の指導監査要綱」（以下「監査要綱」という。）5（1）に該当するものとして、令和3年9月22日から同年12月17日までの間において、延べ5日間、計4回の監査を実施した。

5 受領委任の取扱いの中止に至った理由

- (1) 実際には行っていない保険施術について、これを行ったものとして、療養費を不正に請求していた。
- (2) 実際には療養費の支給対象外の症状に対して行った施術について、療養費の支給対象の負傷に対する施術として療養費を不正に請求していた。
- (3) 患者から一部負担金の支払いを受けているにもかかわらず、領収証を交付していなかった。
- (4) 施術録に虚偽の負傷原因を記載していた。
- (5) 保存期限を経過していないにもかかわらず、施術録を廃棄していた。
- (6) 療養費の支給対象等、療養費を請求する上での注意事項について説明していなかった。
- (7) 申請書の「受取代理人への委任」欄について、記入ができないやむを得ない理由がないにもかかわらず、患者の自筆により氏名の記入を受けず、施術を行った柔道整復師が自署し請求していた。
- (8) 上記(1)の請求を行うため、「受取代理人への委任」欄を柔道整復師が記入していた。

6 療養費の不正及び不当請求額

監査において判明した不正請求額（国保・後期高齢の合計）

・不正請求額	5名分	63か月分	1,454,729円
・不当請求額	5名分	13か月分	785円
合計	10名分	76か月分	1,455,514円

(注) 上記の金額は、監査で判明したものだけであり、最終的な不正・不当の金額は、今後精査していくこととしているので確定していない。

(参考)

「柔道整復施術療養費の受領委任の取扱い」とは

施術を受けた患者は、要した費用のうち一部負担金のみを柔道整復師に支払い、残りの費用は、患者から療養費の受領の委任を受けた柔道整復師が保険者に請求できる取扱いのことです。